

## ～観光立国日本と国際観光旅客税について～

少子高齢化が進む日本では、経済を支えるために外国人観光客による収入は大変重要な役割を担っています。外国人観光客が日本国内を旅行中に宿泊、飲食、買い物等でお金を使うことにより、国内消費が支えられる効果があるからです。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会も追い風となって、日本を訪れる外国人観光客が今後さらに増えることが予想されます。

このような背景及び観光先進国実現にむけた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、「国際観光旅客税」が創設されました。

そこで今回のファームニュースでは、観光立国日本の取り組みと「国際観光旅客税」について簡単にご紹介します。

## 1. 国際観光旅客税の創設と使途

昨年12月の観光立国推進閣僚会議決定によりますと、観光を我が国の基幹産業へと成長させ「観光先進国」の実現を図るため、政府一丸、官民を挙げて取り組んでいるところであり、その財源を確保し観光施策を着実に実施する必要性も踏まえ国際観光旅客税を創設した、とされています。

さらに、国際観光旅客税の使途に関する基本方針として、以下の三つに資する施策に充てられるとされています。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
  - ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
  - ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上
- このほか、鉄道など公共交通事業者の努力義務として、公衆無線LAN「Wi-Fi」の整備やトイレの洋式化を追加し電子決済システムの導入や、定額で乗り放題となる周遊パスの発行なども促すとしています。

## 2. 国際観光旅客税の内容

### (1) 概要

国税の新税の導入は1992年の地価税以来の27年ぶりとなります。この「国際観光旅客税」は、本邦から出国する旅客（国際観光旅客等）から出国1回につき、1人当たり1,000円を航空会社等の国際旅客運送業者がチケット料金に上乗せする等の方法で徴収し、国に納付します。

### (2) 納税義務者

船舶又は航空機により出国する旅客（「国際観光旅客等」）は「国際観光旅客税」を納める義務があります。

## Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.41 Aug'18

### (3) 非課税等

次に掲げる国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には「国際観光旅客税」が課されません。

- 船舶又は航空機の乗員
- 強制退去者等
- 公用船又は公用機（政府専用機等）により出国する者
- 航空機で入国後 24 時間以内に出国する乗継旅客
- 外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者
- 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者
- 2 歳未満の者

※本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、国際観光旅客税が課税されないこととされます。

### (4) 税率

「国際観光旅客税」の税率は、出国一回につき **1,000 円** となります。

### (5) 徴収・納付

次の二つの方法により徴収・納付が行われます。

- ① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収（国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合）
  - 国際旅客運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付  
（注）国内事業者については税務署、国外事業者については税関に納付
- ② 旅客による納付（プライベートジェット等による出国の場合）
  - 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付

### (6) 適用時期

平成 31 年 1 月 7 日以後の本邦からの出国に対し適用されます。

※平成 31 年 1 月 7 日より前に締結された運送契約（①平成 31 年 1 月 7 日以後に出国日を定めた場合と、②運送契約等により運賃の領収とは別に「国際観光旅客税」を徴収することとされている場合を除きます。）による国際旅客運送事業に係る出国には適用されません。

### 3. 賛否両論の国際観光旅客税

今回の取り上げました国際観光旅客税では負担割合の不公平性も一部で囁かれています。というのも、100万円を超えるファーストクラスの旅行でも、LCCを利用した近場への旅行でも、旅行代金に関わらず一律1人1,000円の課税となるからです。後者の人たちにとっては、税の負担割合が重くなります。

このように、新たな税制や増税には賛否両論がつきものですが、私たちの身の回りには、意識していない税金がたくさんあるかもしれません。消費税は、意識している人も多いと思いますが、たばこ税、酒税、ゴルフ場利用税、石油税など特殊な間接税も多数あります。

新しい税は注目されますが、これを機に今自分が支払っている税金についても一度考えてみるのも良いかもしれません。



本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <http://www.epcs.co.jp>